

## スタジオシルフィード会員規約

スタジオを運営するスタジオシルフィード（以下「運営主」といい、運営法人は株式会社 SETIN となります。）は、運営主が管理運営する、第2条第1項に定めるレッスンスタジオ及びそれに付随する設備・備品（以下、これらをまとめて「本件施設」といいます。）ならびに運営主が本件施設で提供するサービス（以下「本件サービス」といいます。）をご利用して頂くにあたり、次の通り会員規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

なお、運営主は、本規約以外に本件施設及び本件サービスに関する規則等を定める場合があります。この場合、当該諸規則等は本規約と一体をなします。

### 第1条（目的）

運営主は、スタジオレッスンを通じて健康維持、コミュニケーションの促進を図り、実生活における明るい糧となれる様な活動を目指しています。また、本件施設の管理運営及び本件サービスの提供を通じて、人と人、人と新しい文化や機会を繋ぐ架け橋役となり、運営主の信念・理念に基づいた発想豊かな人材の育成、第3条第2項に定める「会員」相互の親睦を図ること、各会員の挑戦を応援しサポートすることを目的とします。

### 第2条（施設及びサービス）

本件施設とは、以下の各号にて定められるスタジオをいいます。

(1) 名称：Studio Le Sylphides(スタジオシルフィード)

(2) 住所：千葉県千葉市緑区あすみが丘8-4-52

2 本件サービスは、以下の各号に定めるサービスから構成されます。

(1) 本件施設の管理運営

(2) スタジオレッスンの提供

(3) イベントなどの企画・開催

(4) 第3条第2項に定める「会員」に係る情報（個人情報、スタジオレッスンの受講状況・月謝支払い状況等）の管理

3 本条第2項第2号のスタジオレッスンの内容及び開講時間は、運営主の媒体（運営主のホームページ、パンフレット、チラシ、SNS等の情報ツール等）に記載のとおりとします。但し、運営主の定める各インストラクターの判断により5～10分程度、開始または終了時間が前後する場合がございます。

4 会員におかれましては、スタジオレッスンの開講後15分以上経過した場合は、会員の事故・怪我の防止の観点から、スタジオレッスンの受講はできなくなる旨、ご了承下さい。

5 運営主は、年末年始、夏季休業、設備等の点検・メンテナンスや改装、ならびに本件施設が定める日を、本件施設及び本件サービスの休業日とします。

6 運営主の定めるインストラクターが一時的にまたは継続的に業務を行えなくなった場合、運営主は、以下の各号のいずれかの対応をいたします。

(1) 代講インストラクターにてスタジオレッスンを開講します。

7 会員が自己都合でスタジオレッスンを休んだ場合、運営主は会員に対し、当該スタジオレッスンにかかる料金を返金せず、また代替レッスンの開講措置もしない旨、ご了承下さい。

8 運営主は、以下の各号に定める事由により本件施設の営業及び本件サービスの提供が不可能または困難な場合、本件施設の全部又は一部を閉鎖、または本件施設及び本件サービスの利用を制限することができ、かつ、すべての会員との契約を解除する

ことができます。この場合、会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの異議申し立てをすることができません。本件施設の閉鎖に伴う会員との間の契約解除に関しては3カ月前までに、その他の理由による会員との間の契約解除に関しては1カ月前までに会員に対してその旨通知します。

- (1) 法令が制定・改廃されたとき、または行政指導を受けたとき
- (2) 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- (3) 著しい社会・経済情勢の変化があるとき
- (4) 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき
- (5) インストラクターの確保が難しいとき
- (6) 本件施設に関し、貸主との間で賃貸借契約が解除又は同契約が解消されたとき
- (7) 運営主が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

### 第3条（規約の適用、会員制）

本規約は、以下の各号に定める個人または法人（以下、まとめて「本規約適用者」といいます。）に対して適用されます。

- (1) 本条第2項に定める「会員」
- (2) 本条第4項第1号に定める「個人会員」が未成年者の場合における、当該個人会員の親権者
- (3) 第7条第1項に定める「本件保護者」

2 運営主は、本件施設及び本件サービスに関し、第4条に定める入会申込みがあった場合、運営主の基準に従ってこれを審査し、承諾する場合は、当該申込みを行った個人または法人を本件施設の「会員」として登録します。

3 会員の区分は以下の各号に定める通りとし、入会資格及び会員資格については第5条で定めます。また、会員に対する本件施設の利用範囲等の条件については、運営主が別途これを定めます。

- (1) 個人：個人会員
- (2) 法人：法人会員

### 第4条（入会申込み、本人確認）

本件施設及び本件サービスの会員としての利用をご希望される個人または法人は、まず、運営主側の担当者と面談して下さい。面談後、本規約のすべての記載事項に同意のうえ、所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会を申込んで下さい。運営主は、当該申込みをおうけした後、所定の審査を行ったうえ、入会をご希望される個人または法人に、当該申込みに対する承諾または非承諾の通知をいたします。

2 運営主は、入会をご希望される個人もしくは法人または会員に対し、以下の各号に定める書類の提出を求める場合がある旨、ご了承下さい。

- (1) 個人として申込みをする場合
  - (a) 本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）の写し
  - (b) その他、運営主から別途提出の指示がある書類
- (2) 法人として申込みをする場合
  - (a) 商業登記簿謄本及び印鑑登録証明書
  - (b) 本件施設を実際に利用する個人のうち代表者の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）の写し
  - (c) その他、運営主から別途提出の指示がある書類

3 運営主は、会員以外の方であって、本件サービスを体験する方又は入会を検討されている方（以下「ビジター」といいます。）に対し、入会前の体験として、以下の各号に定めるサービスを提供することができます。但し、本規約を会員と同等に遵守し

ていただくことを条件とします。

- (1) 無料見学
- (2) レッソンの体験受講（初回1レッスンに限り1000円、2本目以降のレッスンについては別途定めるビジター料金をお支払い頂きます。）

#### 第5条（入会資格及び会員資格）

会員（法人会員の場合は、当該法人会員の関係者であって運営主が認めた個人）の入会資格及び会員資格は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 本規約の趣旨に賛同し、本規約ならびに本件施設及び本件サービスの諸規則を遵守すること。
- (2) 健康状態に異常がなく、医師等から運動を禁止されていないこと。
- (3) 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、脳病、神経病及びこれに類する疾患のないこと。
- (4) 成年被後見人及び被保佐人でないこと。
- (5) 未成年者の場合は、親権者の同意を得ていること。
- (6) 過度な刺青をしていないこと。（但し、部分的なファッションタトゥー等、本件施設内において他の方の目に触れないよう衣服等で覆い隠すことができれば、この限りではありません。）
- (7) 暴力団関係者（名称を問わない反社会勢力又はその関係者を含む。）でないこと、あるいは運営主が暴力団関係者（名称を問わない反社会勢力又はその関係者を含む。）とみなさないこと。
- (8) 本件施設及び本件サービスの円滑な利用に支障を来さないこと。
- (9) 過去に除名となっていないこと（同業他社を含む）、過去に会員として在席して会費・諸費用等を滞納していないこと。
- (10) 運営主が適当と認めた方であること。

2 未成年者が入会をご希望される場合は、運営主所定の入会申込書に、本人とその親権者が連署して入会を申込みものとします。親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。但し、未成年の既婚者は「みなし成人」として扱い、親権者の同意は不要とします。

3 運営主による本件施設及び本件サービスの円滑な管理運営を妨げるおそれのある個人または法人、その他運営主が不適当と認める個人または法人は入会及び本件施設及び本件サービスの利用をお断りします。また、入会後においても、これらの事象が判明した場合、その時点で強制退会及び本件施設及び本件サービスの利用停止処分の措置をとらせていただきます。なお、それらの判断はすべて運営主側にて行います。

#### 第6条（会員証）

運営主は会員に対し、会員としての資格を証するための会員証を交付します。

2 会員は、本件施設に入る時は会員証を持参し、運営主が提示を求めた場合は提示するものとします。とくに、会員は、運営主から本件施設において本件サービスの提供を受ける場合は、原則、その都度、本件施設の受付にて会員証を提示するものとします。

3 会員は会員証を紛失した場合には、すみやかに運営主に届け出、ただちに所定の手続きを行い、会員証の再発行を運営主に申請するものとします。

4 会員証の再交付手数料は会員負担とし、1,000円（消費税別途加算）を運営主に支払うものとします。

5 会員は、会員資格を喪失した場合、会員証をご利用頂けません。

#### 第7条（保護者）

運営主は、会員の保護者（本条第4項第1号に定める「個人会員」が未成年者の場合に

おける、当該個人会員の親権者等)であって、所定の手続きにより運営主が承認した会員以外の個人(以下「本件保護者」といいます。)に対し、以下の各号に定める行為を許可します。

(1) 運営主に対し、会員を代理して諸手続をする行為。

(2) 本件施設に入る行為。

2 本件保護者は、会員の同伴でない場合は、運営主が認める場合を除き、本件施設(受付を除きます)に入ることができません。

3 本件保護者は、本件施設において、責任をもって会員に同伴し、会員をして本規約に違反する行為をさせないようにするものとします。

4 本件保護者は、会員が運営主及び他の会員等の第三者に対して何らかの迷惑、損害を与えた場合は賠償するものとします。

5 運営主は本件保護者に対して身分証明となるものの提示等を求める場合があり、本件保護者はこれに応じるものとします。

6 本件保護者におかれましては、会員が21時以降に本件施設から帰る際には送迎をお願いいたします。また、会員が深夜徘徊をしないように管理をお願いいたします。

## 第8条(施設の利用)

本規約適用者は、本規約に従い、本件施設の利用をすることができます。

2 本規約適用者は、利用する本件施設の区画・設備の変更について、運営主の指示に従うものとします。

3 運営主または運営主の指定する者が、本件施設の運営管理のため、本件施設に立入り、これを点検することがあり、また、必要と判断した場合は本規約適用者に対して適宜の措置を求める場合があることを、本規約適用者は了承しているものとします。

4 運営主または運営主の指定する者が、本件施設の運営管理のため、本件施設に防犯カメラを設置し、本件施設の在室状況を確認していることを、本規約適用者は了承しているものとします。

5 運営主または運営主の指定する者が、本件施設の広報・集客活動等を目的として、本件施設内の利用者のレッスン風景等を撮影のうえ、SNS等の情報ツールにおいて公開することがあることを本規約適用者は了承しているものとします。

## 第9条(料金)

会員は運営主に対し、運営主の媒体(運営主のホームページ、パンフレット、チラシ、SNS等の情報ツール等にて定める料金(入会金、会費、レッスン受講料、発表会・ワークショップ等のイベント参加料等)を支払うものとします。その支払方法は、運営主が指定する銀行口座を利用した口座振替とします。口座振替の利用にかかる手数料は会員にご負担頂きます。但し、運営主が、あわせて別の支払方法(例:現金、運営主が指定する銀行口座への振込、クレジットカード等による決済)を指定した場合は、当該別の支払方法によることも可能とします。

2 本条第1項の口座振替によるお支払いは27日に翌月分を引き落としとさせていただきます。

3 運営主は会員に対し、いったんお支払い頂いた入会金は返還いたしません。

4 運営主は会員に対し、いったんお支払い頂いた料金(入会金を除きます)について、以下の各号に定める場合に、会員の銀行口座に振込んで返金いたします。返金額は種別毎に運営主の定める計算方法に則り算出いたします。

(1) 運営主が提供するスタジオレッスン(レギュラーレッスンを除きます)において、休講になってしまうと振替が効かないレッスン(SP講師のレッスン等)が、運営主側・講師側の都合により休講となってしまった場合。

(2) 会員側の正当な理由(健康上の理由、その他運営主が認める理由)により、会員がス

スタジオレッスンの受講をキャンセルした場合。なお、正当な理由を証する書類（診断書等）の提示が必要となります。

5 運営主は、料金を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

#### 第10条（スタジオレッスンの変更）

会員がスタジオレッスンの変更を希望する場合は、変更後のスタジオレッスンでの受講開始を希望する月の前月の10日までに変更の申請を行うものとします。

2 レッスコースの変更手続は、必ず書面で行うものとします。

3 会員が変更の申請を行った翌月から、レッスンレッスンが変更されます。また、変更後のレッスンレッスンの料金は、会員がコース変更の申請を行った月の翌月から適用されます。

4 前各項の規定にかかわらず、会員は入会后3ヶ月以内にスタジオレッスンの変更手続を行うことはできません。また、スタジオレッスンの変更申請を行った同月に再度スタジオレッスンの変更申請を行うことはできません。

#### 第11条（会員資格の有効期間、退会）

会員資格の有効期間は、会員から入会金及び1ヶ月分の会費のお支払いがあったこと、ならびに第14条で定める契約解除がなかったことを条件として、運営主と会員が入会申込みと承諾の手続きにおいて合意に達した日より開始し、開始日を含む月の末日をもって終了します。（当該終了にあたっては、別途解約金のお支払いは不要です。）但し、当該会員から会員資格の有効期間が終了する10日前までに電子メール等による会員登録解除の申出がなく、当該会員から翌月分以降にかかる会費のお支払いがあった場合は、翌月1日より末日までの1ヶ月間、利用期間は更新され、以降も同様とします。

2 本条第1項の規定にかかわらず、各種キャンペーン適用条件期間での退会は原則お受けできません。また、会員は入会后3ヶ月以内に退会手続を行うことはできません。

3 本条第1項における退会の通知は、運営主が別途定める退会届出書にて行うものとします。

4 運営主は、会員資格の終了・退会にあたって、その他の料金（スタジオレッスンの受講料等）を精算するものとします。月額で設定した会費については、日割り計算して精算するものとします。会員に料金の滞納がある場合は完納して頂きます。

#### 第12条（休会）

会員は、当月の10日までに運営主に休止届を会員証とあわせて提出すること、及び運営主が定める休会料（休会期間1か月につき1,000円）を支払うことにより、翌月以降における本件施設及び本件サービスの利用を休止することができるものとします。

2 本条第1項の規定にかかわらず、各種キャンペーン適用条件期間での休会は原則お受けできません。

3 本条第1項の休会は、月の途中で行うことができません。毎月10日までに届出書を提出した場合、最短で翌月1日からの休会となります。届出期日を過ぎた場合、翌々月1日からの休会となります。この場合、翌月分の会費等全額を支払わなければなりません。

4 会員が会費その他の料金の支払いを遅延させている場合、運営主は当該支払いの完了を条件として休止届を受理します。また、運営主が既に受領した翌月以降における本件施設及び本件サービスの料金がある場合、当該料金を精算し、会員に返金いたします。

5 本条第1項に定める休会の期間は休止届の提出日から1ヶ月間以上12ヶ月間までとします。

6 本条第1項に定める休会の場合、会員は、休会期間中における会費（本条第1項に定める休会料を除きます）の支払い義務を免除されます。

7 本条第1項に定める休会をした会員は、本件施設及び本件サービスの利用を再開する際、利用再開届出書を運営主に提出し、かつ、開始日を含む月と翌月分以降にかかる会費を、運営主の指示に従い支払うものとします。（開始日を含む月の会費については、日割り計算をいたします。）当該利用再開届出書の提出が無い場合、あるいは運営主に当該会費のお支払いが無い場合、運営主は本規約を解約することができません。

8 会員が本条第1項に定める休会をしている期間中に、運営主が本規約、本件施設及び本件サービスの料金を変更した場合、当該会員は、変更後の本規約、本件施設及び本件サービスの料金にて利用再開するものとします。

### 第13条（禁止行為）

本規約適用者は運営主に対し、本件施設及び本件サービスについて個々に希望や意見を述べることはできますが、強く要求したり関与することはできません。

2 会員は、第6条に定める会員証及び第9条第5項に定める各種特別無料受講チケットを、運営主の事前承諾を得ることなく、第三者に譲渡や貸与したり名義変更をすることはできません。

3 前各項に定める他、運営主は本規約適用者に対し、本件施設及び本件サービスの利用時における以下の各号に定める行為を禁止します。

- (1) 運営主の事前許可を得ることなく、本件施設、本件施設敷地内及び本件サービスを撮影または録音する行為。
- (2) 運営主の事前許可を得ることなく、本件施設及び本件施設敷地内において、営利・非営利を問わず、物品の売買、営業、宣伝及び勧誘（団体加入の勧誘を含む）をする行為。
- (3) 本件施設及び本件サービスの内容ならびに運営主（運営主の従業員、インストラクター及びその他のスタッフを含みます）及び他の本規約適用者に関し、名誉・信用を傷つける行為、ならびに誹謗・中傷（SNS等インターネット等への書き込みを含みます）をする行為。
- (4) 運営主（運営主の従業員、インストラクター及びその他のスタッフを含みます）及び他の本規約適用者に対し、協調性を欠く行為、ならびに暴力、脅迫、ストーキング、過度な要求または威圧的な言動をする行為。
- (5) 運営主（運営主の従業員、インストラクター及びその他のスタッフを含みます）に対し、業務の遂行を妨げる行為。
- (6) 本件施設を故意に損壊する行為。
- (7) 本件施設及び本件施設敷地内において、落書き・いたずら等をする行為。
- (8) 本件施設及び本件施設敷地内において、刃物等の危険物を持ち込む行為。
- (9) 喫煙をする行為。
- (10) 酒気を帯びる行為。
- (11) 本件施設及び本件サービスの他者（他の本規約適用者等）による利用を妨げる行為。
- (12) 本件施設の管理運営及び本件サービスの提供に関し、運営主の許可なく介入する行為。
- (13) 前各号に準じる行為及び社会通念上悪質と認められる行為。
- (14) 前各号の他、本規約、運営主が別途定める諸規則ならびに運営主が本規約適用者に対し口頭や本件施設内掲示物、電子メール、SNS等の情報ツール上で通知した事

項に違反する行為。

#### 第14条（会員資格の喪失、契約解除）

本規約適用者が、以下の各号のいずれか一つに該当する場合もしくは第13条に記載の禁止行為を行った場合、会員は会員資格を喪失するものとし、運営主は本規約適用者に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、本件施設及び本件サービスの利用停止処分、退会処分または本規約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。これにより本規約適用者がこうむった損害については、運営主は一切責任を負いません。

- (1) 本規約、運営主が別途定める諸規則ならびに運営主が本規約適用者に対し口頭や本件施設内掲示物、SNS等の情報ツール上で通知した事項に違反し、運営主がかかる違反の是正を催告した後、直ちに是正されない場合。
- (2) 入会申込書における会員の記載事項が事実と異なる場合。
- (3) ご相談頂いたご利用内容と実際のご利用内容とが異なる場合。
- (4) 本件施設及び本件サービスに係る利用権の譲渡・転貸をした場合。
- (5) 本件施設を損傷・汚損するおそれがある場合。
- (6) 詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合。
- (7) 利用目的が非合法または反社会的なものである場合、またはそのおそれがある場合。
- (8) 公序良俗に反するまたは法律に違反するおそれがあると運営主が判断した場合。
- (9) 本件施設に運営主の承諾を得ることなく入った場合。
- (10) 関係官公庁より利用の中止命令が出た場合。
- (11) 個人会員の場合であって、破産または死亡した場合。
- (12) 個人会員であり未成年者の場合であって、本件保護者が破産または死亡した場合。
- (13) 法人会員の場合であって、破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったときまたは信用状態に重大な不安が生じた場合。
- (14) 法人会員の場合であって、監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合。
- (15) 法人会員の場合であって、解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
- (16) 代表者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員もしくは準構成員であることが判明した場合、または暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。

#### 第15条（本件施設の利用にあたっての責務、健康管理）

本規約適用者は、本件施設のご利用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、防災などに万全を期して下さい。また、本件施設ご利用の際に持ち込まれた物品は、本規約適用者が責任を持って管理して下さい。本規約適用者は、本件施設内において、自己又は自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、運営主は本件施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について運営主の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の賠償責任を負いません。

2 他の本規約適用者及び運営主に対する迷惑行為はご遠慮下さい。苦情等が出た場合、またそのおそれがある場合は、即時、本件施設のご利用を中止させて頂く場合がございます。

3 本件施設は、運営主の承諾がない限り、原状復帰して頂くことを条件としてご利用

用頂きます。本件施設利用終了後は、運営主からの承諾がない限り、後片付け・清掃も含め、利用前の状態にお戻し下さい。

4 本規約適用者が本件施設を損傷、汚損等した場合の修理費・復旧費は、運営主の算定するところに従って、修理・復旧に要する直接・間接費用の一切を本規約適用者にご負担頂きます。

5 本規約適用者は、各自の責任において健康管理を行うものとします。

#### 第16条（遺失物、忘れ物、放置物）

本規約適用者が本件施設及び本件サービスの利用に際して生じさせた遺失物、忘れ物、放置物については、運営主は一切損害賠償・補償等の責任を負いません。

2 忘れ物及び放置物については、原則として1ヶ月間保管した後に処分させていただきます。

#### 第17条（個人情報及び肖像の取扱い）

運営主は、本件施設の管理運営及び本件サービスの提供を通じて知り得た個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令に基づき、正確かつ安全に取り扱うものとします。

2 運営主は、本件施設の管理運営及び本件サービスの提供をするにあたって、以下の各号に定める方法で個人情報を取得します。

(1) 書面による取得

(2) 郵便、電話、通話及び口頭による取得

(3) SNS等の情報ツール及び電子メール等の電磁的方法による取得

(4) 前各号に定める他、本件施設の管理運営及び本件サービスの提供にともなう一切の方法による取得

3 運営主は、本件施設の管理運営及び本件サービスの提供をするにあたって取得した個人情報を、以下の各号に定める利用目的で利用いたします。

(1) 本件施設及び本件サービスを利用される方々の管理

(2) 本件施設の管理運営及び本件サービスの提供にあたって必要な事項の通知

(3) 各種問合せへの対応

(4) 本件施設及び本件サービスの改善

(5) 本規約の違反防止

(6) 商品・サービスの広告・宣伝、キャンペーン

(7) 法律、契約等に基づく権利の行使、義務の履行

4 運営主は、本件施設の管理運営及び本件サービスの提供をするにあたって、写真・ビデオを撮影する場合があります。運営主は、個人が撮影された当該写真・ビデオを使用する場合（運営主のホームページ、パンフレット、SNS、テレビ、宣伝チラシ等の広告物への掲載等）、当該個人に対して承諾を得るものとします。

#### 第18条（権利義務の譲渡等の禁止）

運営主及び本規約適用者は、相手方の書面による事前承諾なしに本規約に基づく本件施設の利用に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または再委託してはならないものとします。

#### 第19条（免責）

運営主は、本規約適用者同士、または運営主と業務委託の関係にあるインストラクターと本規約適用者の間に生じた係争やトラブルに対して、運営主に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。但し、運営主による本件施設及び本件サービスの円滑な管理運営の妨げとなる場合は、強制退会及び本件施設及び本件サ

ービスの利用停止処分等の措置をとらせていただきます。

2 天災地変、感染症、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他当事者の責に帰し得ない不可抗力的な事由による本規約に基づく債務の履行の遅滞または不能が生じた場合は、当該当事者はその責を負わないものとします。

2 本規約または本規約と一体をなすその他の規定等が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合には、本規約及びその他の本規約と一体をなす規定等のうち、運営主の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。

## 第 20 条（損害賠償）

本規約適用者は、本件施設及び本件施設の敷地内において自己に生じた所有物等の紛失・盗難、傷害その他の事故については、運営主に故意又は重大な過失があった場合を除き、本規約適用者各自の自己責任とし、運営主は一切の賠償責任を負いません。

2 本件施設及び本件サービスの利用に際して、本規約適用者の各自が自己の責に帰すべき事由により受けた損害については、運営主は一切損害賠償の責を負いません。

3 本件施設及び本件サービスの利用に際して、本規約適用者の各自が自己の責に帰すべき事由により運営主または第三者に損害を与えた場合、本規約適用者の各自は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

4 本件施設及び本件サービスの利用に際して、本規約適用者の各自に発生した怪我・病気・事故等については、運営主に責めに帰すべき事由がある場合を除き、会員各自の自己責任とし、運営主は責任を負いません。

## 第 21 条（本規約の変更）

運営主は、以下の各号に定める場合に、運営主の裁量により、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約を変更することができます。

(1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 運営主は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の前に相当の期間において、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を本件施設内掲示物及び運営主のホームページにて掲示します。また、必要に応じて、SNS等の情報ツール上で通知します。

3 変更後の本規約の効力発生日以降に会員が本件施設を利用したときは、本規約適用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

## 【付則】

令和 7 年 6 月 1 日 制定